

中小企業信用保険法第2条第5項第2号の認定事務取扱要領

1 認定基準について

次の(1)(2)(3)いずれかに該当する鷹栖町内の中小企業者（法人の場合は「本店登記が鷹栖町内にあること」、個人の場合は「主たる事業所の所在地が鷹栖町内にあること」が必要です。）

- (1) 国の指定を受けた事業活動の制限を行っている指定事業者と直接取引を行っており、当該事業者に対する取引依存度が20%以上で、当該事業活動の制限を受けた後の3か月間の売上高等が前年同期比マイナス20%以上(※)の見込みであること。
- (2) 国の指定を受けた事業活動の制限を行っている指定事業者と間接的な取引を行っており、当該事業者に対する取引依存度が20%以上で、当該事業活動の制限を受けた後の3か月間の売上高等が前年同期比マイナス20%以上(※)の見込みであること。
- (3) 国の指定を受けた事業活動の制限を行っている指定事業者の近隣に事業所を有しており、当該事業活動の制限を受けた後の3か月間の売上高等が前年同期比マイナス20%以上(※)の見込みであること。

※平成14年3月よりマイナス10%以上に緩和中

2 認定申請手続について

- (1) 中小企業信用保険法第2条第5項第2号の規定による認定申請書(様式第2-①-イ・ロ・ハ)に必要事項をご記入・押印のうえ、下記の必要書類を添付して申請してください。法人の場合は社判・代表者印、個人の場合は実印をお持ちください。

※提出書類

- | | | |
|--|---|--------------|
| ① 中小企業信用保険法第2条第5項第2号イの規定による認定申請書
中小企業信用保険法第2条第5項第2号ロの規定による認定申請書
中小企業信用保険法第2条第5項第2号ハの規定による認定申請書 | } | 対象の申請書
2通 |
| ② 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書の写し（法人の場合） | | 1通 |
| ③ 直近の決算書（法人）、確定申告書（個人事業者）の写し | | 2期分 |
| ④ 許認可証の写し（許認可が必要な業種の場合） | | 1通 |
| ⑤ 先月、当該月、翌月及び前年同期の各月売上高の実績と見込み額が確認できる資料（試算表、総勘定元帳、売上帳など）の写し | | 各1通（2期分） |
| ※見込み額については軽易な表を作成すること | | |
| ※資料には、住所、商号、代表者名（個人事業にあつては個人名）を記載のうえ、代表者印を押印のこと | | |
| ⑥ 先月、当該月、翌月及び前年同期の指定事業者と直接取引した各月売上高の実績と見込み額が確認できる資料 | | 各1通 |

- (2) ①の認定申請書の1通は、鷹栖町公印を押印して、原則当日中に交付いたします(残りの1通は鷹栖町の控えとなります)。なお認定事務は当日の窓口の状況により、後日交付になる場合があります。
- (3) 認定書は、有効期間内（30日間）に信用保証協会に提出してください。

【申請・お問い合わせ先】

鷹栖町産業振興課商工観光係

所在地； 上川郡鷹栖町南1条3丁目5番1号

電話； 0166-87-2111（内線257） F A X； 0166-87-2850

中小企業信用保険法第2条第5項第2号
ハの規定による認定申請書

平成 年 月 日

鷹栖町長 谷 寿 男

申請者

住 所

氏 名

印

私は、_____が、平成 年 月 日から_____ (注1)
を行っていることにより、下記のとおり売上高等の減少が生じているため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第2号ハの規定に基づき認定されるようお願いいたします。

記

1 事業開始年月日 _____ 年 月 日

2 売上高等

(イ) 最近1か月間の売上高等 _____ 減少率 _____ % (実績)

$$\frac{B - A}{B} \times 100$$

A : 事業活動の制限を受けた後最近1か月間の売上高等 _____ 円

B : Aの期間に対応する前年1か月間の売上高等 _____ 円

(ロ) (イ)の期間も含めた今後3か月間の売上高等 _____ 減少率 _____ % (実績見込)

$$\frac{(B + D) - (A + C)}{B + D} \times 100$$

C : Aの期間後2か月間の見込み売上高等 _____ 円

D : Cの期間に対応する前年の2か月間の売上高等 _____ 円

※1: (注1)には、経済産業大臣が指定する事業活動の制限の内容に応じ、「店舗の閉鎖」等を入れる。

2: 2の(ロ)の見込み売上高等には、実績を記入することができる。

(留意事項)

- ① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ② 市町村長又は特別区長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

平成 年 月 日

鷹商第 _____ 号

申請のとおり、相違ないことを認定します。

(注) 本認定書の有効期間：平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

鷹栖町長 谷 寿 男 ㊞